

広島市国民健康保険料納入通知書用封筒等広告掲載運用基準

第1 趣旨

この基準は、広島市広告掲載基準（以下「基準」という。）及び広島市国民健康保険料納入通知書用封筒等広告掲載取扱要領（以下「要領」という。）の運用の明確化を図るため、広告の掲載に関する具体的な取扱いについて定めるものとする。

第2 広告掲載の範囲

基準第2条第18号に規定する国民健康保険料の納入通知書用封筒及び納付書用封筒（以下「納入通知書用封筒等」という。）に掲載する広告に係る業種又は事業者として適当でないと市長が認めるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 医薬品、医薬部外品又は医療機器に関する業種
- (2) 墓地、墓石又は葬祭に関する業種
- (3) 病院、診療所又は助産所を営む事業者
- (4) あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう又は柔道整復に関する事業者
- (5) 本市の国民健康保険料を滞納している事業者
- (6) その他納入通知書用封筒等に掲載する広告に係る業種又は事業者として適当でないと市長が判断したもの

第3 広告掲載の趣旨を周知するための文章の例

要領第2条第4項に規定する広告掲載の趣旨を周知するための文章の例は、次のとおりとする。

例) 「広島市は、広告収入を得て封筒作成経費の一部に充てるための取組として、封筒への広告掲載を行っています。（広告内容に関するご質問は、広告に記載された連絡先にお問い合わせください。）」

附 則

この基準は、決裁の日（平成20年1月15日）から施行する。